

3. 立地適正化計画における防災まちづくりの取組

3.1 取組の方向性

第2次佐野市都市計画マスタープランでは、まちづくりの基本的な考え方の一つとして、「災害に強い市街地の形成と治水対策の推進」を位置づけています。このことと、災害リスク分析や課題を踏まえ、防災まちづくりの取組の方向性を以下に示します。

誘導区域内においては、以下で示す方向性や次ページ以降の具体的な取組により、安全性の高い土地利用を図っていきます。

なお、このことから、誘導区域の変更については行わないこととします。

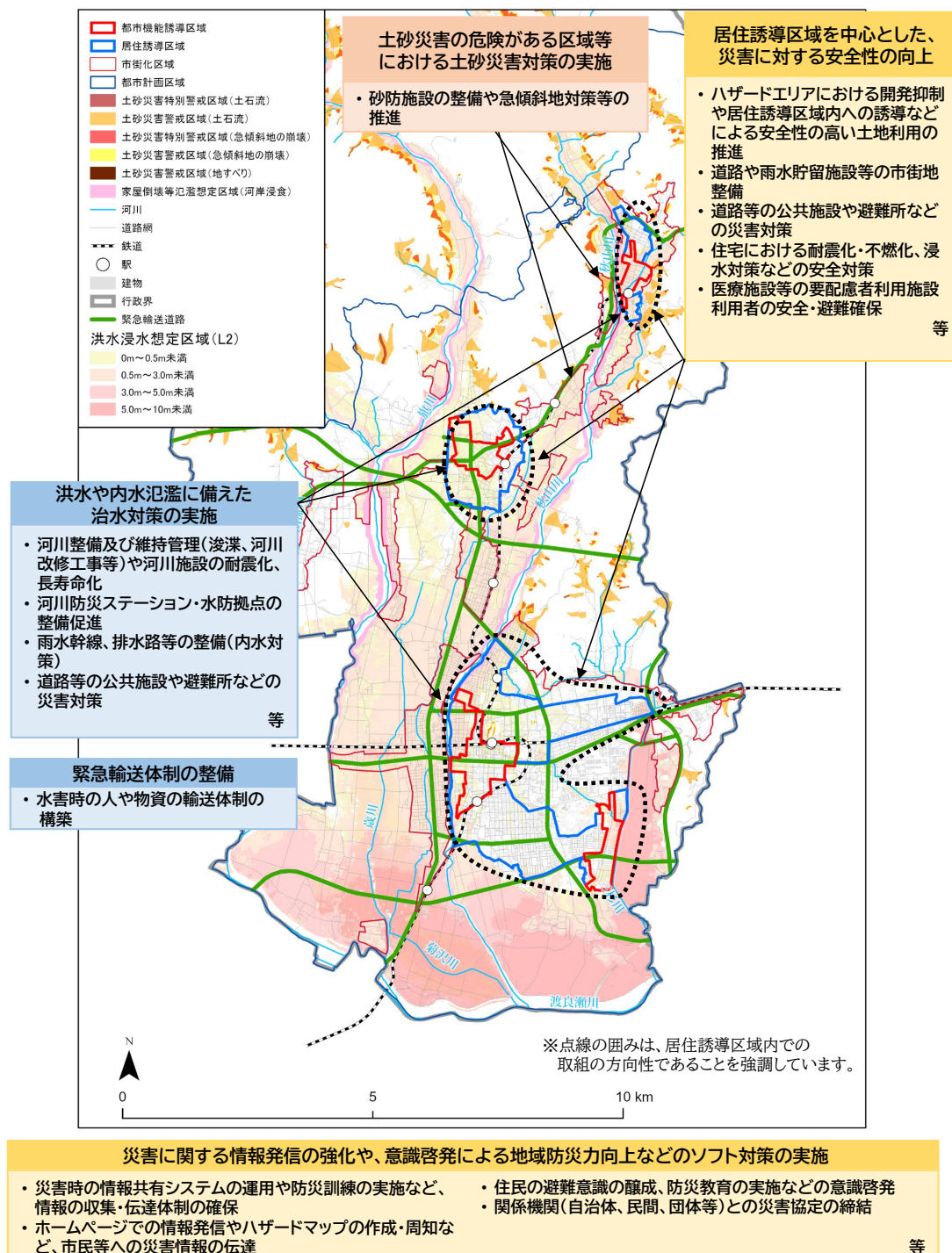


図 3-1 取組の方向性

3.2 取組目標、取組方針

取組の方向性を踏まえて、取組目標と取組方針を以下に示します。

表 3-1 取組目標、取組方針の一覧(1/2)

取組目標	取組方針
A.安全性の高い土地利用の推進 - 居住誘導区域での居住人口や都市機能施設の維持・増加を目指します。 - 安全性の高い居住誘導区域の実現を目指します。 - ハザードエリアへの居住や都市機能の立地の抑制を図ります。	- ハザードエリアにおける開発抑制及び居住誘導区域への移転の促進や、都市機能誘導施設の移転を促進します。 - 居住誘導区域における宅地の嵩上げ等の促進や、地区計画による地区レベルでの防災力の向上を図ります。 - 立地適正化計画の運用により、安全性の高い土地利用を推進します。
B.市街地整備の推進 安全性の高い市街地の形成を図ります。	道路拡幅や雨水貯留施設等の市街地整備を推進します。
C.公共施設、インフラ等の災害対策 - 災害時でもライフラインや電源及び無線設備等が利用可能な状態を目指します。 - 道路等の公共施設や避難所の災害対応力の向上を図ります。	- ライフラインの災害対応力を強化するほか、電源及び無線設備等の確保を図ります。 - 道路等の公共施設や避難所の災害対策を推進します。
D.治水対策 - 河川の整備等により、水害リスクの低減を図ります。 - 災害予測や災害発生時の対応力の強化を図ります。 - 内水氾濫の発生の抑制等、市街地における水害による被害軽減を図ります。	- 河川の整備及び維持管理（浚渫、河川改修工事等）を推進するとともに、施設の耐震化、長寿命化を推進します。 - 河川防災ステーション・水防拠点の整備を促進するとともに、観測機器や通信経路等の充実により河川監視と適切な河川管理を図ります。 - 内水氾濫の発生を防ぐ排水路や下水道の整備を推進します。
E.土砂災害対策 土砂災害の発生防止を図ります。	急傾斜地崩壊対策等の土砂災害対策を推進します。
F.住宅・建築物等の安全対策 - 住宅・建築物等の地震に対する安全性の向上を図ります。 - 特定空家等の除却により、周辺の住環境の安全性の向上を図ります。	- 建築物の耐震診断等の地震対策の支援を図ります。また、建物の不燃化を促進します。 - 特定空家等の除却を推進します。

表 3-1 取組目標、取組方針の一覧(2/2)

取組目標	取組方針
G.情報の収集・伝達体制の確保 - 災害時における情報の収集や伝達体制の円滑化を図ります。 - 水害発生時の適切な避難誘導を図ります。 - 災害発生時における迅速な応急・復旧対応の実施を図ります。	- デジタル技術を生かした災害時の情報共有システムの運用や関係機関等との訓練の実施、タイムライン(防災行動計画)の整備を図ります。 - 水害発生時の適切な避難に向け、事前の水害リスク評価や、水害リスク情報の共有を図ります。 - 関係機関(自治体、民間、団体等)との災害協定の締結により、官民連携による災害時の体制づくりを推進します。
H.緊急輸送体制の整備 水害時でも人や物資の輸送が行える体制の構築を図ります。	水害時の人や物資の輸送体制の構築を図ります。
I.医療、福祉・介護等との連携強化 医療、福祉・介護施設等の利用者の安全や避難体制の確保を図ります。	医療、福祉・介護等との連携強化を図ります。
J.市民等への災害情報の伝達 市民等への災害情報の確実な伝達を図ります。	防災行政無線の適切な保守やホームページでの情報発信、ハザードマップ(デジタルハザードマップを含む)の整備、周知により、市民等へ災害情報を発信します。
K.意識啓発等による地域防災力の向上 発災時の地域での災害対応力の強化や市民等の防災意識の向上を図ります。	消防団活動等の活性化や防災意識の醸成、防災教育等の実施を図ります。

3.3 具体的な取組内容・スケジュール

主に居住誘導区域における災害リスクの回避や低減を目的とし、市民や事業者の協力のもと、継続的に行うものや今後新規に取組むものも含めて、以下の具体的な取組を行うこととします。

表 3-2 防災指針に基づく具体的な取組(1/2)

取組方針		具体的な取組内容	分類	実施(関係)主体	取組時期		
					～R7 (2025)	～R12 (2030)	～R20 (2038)
A	安全性の高い土地利用の推進	ハザードエリアにおける開発抑制	ソフト	市(都市計画課)			
		居住誘導区域内の宅地の嵩上げ等の促進	ハード	市(都市計画課)			
		安全性の高い居住誘導区域内への誘導	ソフト	市(都市計画課)			
B	市街地整備の推進	都市再生整備計画に基づく事業の推進	ハード	市(都市計画課)			
		学校や公園からの雨水流出抑制対策の推進	ハード	市(都市整備課、学校管理課)			
		住宅からの雨水流出抑制対策の推進	ハード	市(建築住宅課、建築指導課、下水道課)、市民、事業者			
		道路拡幅及び無電柱化の推進	ハード	県、市(都市整備課、道路河川課、建築指導課)、事業者			
		道路、橋梁等の整備及び維持管理	ハード	県、市(道路河川課)			
		土地区画整理事業の推進	ハード	市(都市整備課)、市民、事業者			
C	公共施設、インフラ等の災害対策	庁舎及び市有施設の浸水対策や適正な維持管理	ハード	市(財産活用課、行政センター、行政経営課、消防本部総務課)			
		電源及び無線設備等の確保やライフラインの災害対応力の強化	ハード ソフト	市(財産活用課、危機管理課)、事業者			
		災害時の代替交通手段の確保	ソフト	市(危機管理課、都市計画課)、事業者			
		アンダーパスの冠水対策(進入防止対策、排水機能強化等)	ハード	県・市(道路河川課)			
		緊急輸送道路や優先啓開道路の優先的確保	ハード	国、県、市(道路河川課)			
		災害時における避難所の備蓄品や資機材等の確実な確保	ソフト	市(危機管理課)			
		道路の冠水対策の推進	ハード	県、市(道路河川課、下水道課)			
D	治水対策	河川施設の耐震化、長寿命化の推進	ハード	国、県、市(道路河川課、農政課)			
		水門や排水機場等の維持管理	ハード	国、県、市(下水道課、道路河川課、農政課)、事業者			
		河川整備及び維持管理(浚渫、河川改修工事等)	ハード	国、県、市(道路河川課)			
		河川防災ステーション・水防拠点の整備促進	ハード	国、県			
		河川監視と適切な河川管理	ソフト	国、県、市(道路河川課)			
		雨水幹線、排水路等の整備(内水対策)の推進	ハード	市(道路河川課、下水道課)			

ハード:土木、建築の構造物の整備や維持等に係るもの

ソフト:情報発信や訓練、意識醸成等のほか、居住誘導・開発抑制等の施策

表 3-2 防災指針に基づく具体的な取組(2/2)

取組方針		具体的な取組内容	分類	実施(関係)主体	取組時期		
					～R7 (2025)	～R12 (2030)	～R20 (2038)
E	土砂災害対策	砂防施設の整備の推進 急傾斜地対策等の推進	ハード	県、市(道路河川課)			
F	住宅・建築物等の安全対策	主に建物密集地における建物の耐震化、不燃化の促進	ハード	市(都市計画課、建築住宅課、建築指導課)			
		住宅・建築物等の安全対策の促進(浸水、河岸浸食、氾濫流、土砂災害、液状化等)	ハード	市(建築住宅課、建築指導課)			
		木造家屋耐震診断補助、耐震改修費補助制度の利用促進	ソフト	市(建築住宅課、建築指導課)			
		特定空家等除却補助の利用促進	ソフト	市(建築住宅課)			
G	情報の収集・伝達体制の確保	関係機関や団体等と連携した防災訓練の実施	ソフト	市(危機管理課)、市民、事業者			
		水害リスク評価、水害リスク情報の共有	ソフト	国、県、市(危機管理課、道路河川課)			
		タイムライン(防災行動計画)の整備	ソフト	国、県、市(危機管理課)			
		関係機関(自治体、民間、団体等)との災害協定の締結等の官民連携による災害時の体制づくり	ソフト	市(危機管理課)、事業者			
H	緊急輸送体制の整備	水害時の人や物資の輸送体制の構築	ソフト	市(都市計画課、市民生活課、危機管理課、産業政策課、文化推進課、財産活用課、観光推進課、スポーツ推進課)			
I	医療、福祉・介護等との連携強化	医療施設の浸水対策(医療施設の機能障害時の連携の促進等)	ソフト	事業者、市(健康増進課)			
		高齢者施設等の浸水対策(避難確保等)	ソフト	市(社会福祉課、障がい福祉課、いきいき高齢課、介護保険課)、事業者			
		要配慮者利用施設(医療施設、高齢者施設以外)の浸水対策(避難確保等)	ソフト	市(こども課、保育課、学校管理課)、事業者			
J	市民等への災害情報の伝達	市民等への災害情報発信	ソフト	市(広報ブランド推進課、危機管理課)			
		ハザードマップ(デジタルハザードマップを含む)の更新、周知	ソフト	市(広報ブランド推進課、デジタル推進課、危機管理課)			
		内水ハザードマップの作成、周知	ソフト	市(広報ブランド推進課、危機管理課、下水道課)			
		防災メールの登録の推進	ソフト	市(危機管理課)			
K	意識啓発等による地域防災力の向上	市民等の避難意識の醸成、防災教育の実施	ソフト	市(危機管理課)、市民、事業者			
		消防団活動等の活性化	ソフト	市(消防本部総務課)、市民			
		地区防災計画による地区レベルでの防災性の向上	ソフト	市(危機管理課)、市民、事業者			

ハード:土木、建築の構造物の整備や維持等に係るもの

ソフト:情報発信や訓練、意識醸成等のほか、居住誘導・開発抑制等の施策